

岐 阜 県 公 報

目 次

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令

(総 合 政 策 課)

ページ

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十四号

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県幹部会議設置規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 秘書広報統括監

附 則

この訓令は、平成二十二年九月三日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火 曜 日)

発 行 (休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

平成二十二年九月三日

平成二十二年九月三日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県 庁
岐 阜 県 庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一
—
ブイ・アール・テクノセンター